

議員提出議案第 1 号

交野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別記のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び交野市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

条例案……別記

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

提出者	交野市議会議員	中 谷 政 人
提出者	交野市議会議員	岡 田 智 里
提出者	交野市議会議員	安 部 敬 子
提出者	交野市議会議員	藤 田 茉 里

提案理由 交野市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を変更したため。また、委員会において傍聴人の録音を許可できるよう規定の改正をしたいため。

交野市議会委員会条例の一部を改正する条例案

交野市議会委員会条例の一部を改正する条例

交野市議会委員会条例（昭和４７年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号イ中「健やか部」を「こども家庭部」に改め、同号ウ中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同号キ中「水道局」を「上下水道部」に改め、同号クを削る。

第１６条第３項中「第１０条までの規定（第７条ただし書を除く。）」を「第６条まで及び第８条から第１０条までの規定」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、録音について、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第２項第２号の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。